明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一三七）　一

○輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件（同一三八）　二

○輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件の一部を改正する件（同一三九）

○輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同一四〇）

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十三年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三

平成二十四年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）　七

平成二十四年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について（同）

平成二十四年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について（同）

平成二十四年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について（同）

平成二十四年度一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学科試験及び実地試験の実施について（同）

平成二十四年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について（同）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事開始、税理士証票無効・登録まつ消、平成二十三年度ガス主任技術者試験の合格者関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○経済産業省告示第二百三十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

一の表の第一の03・07の項中「（もんごういかを除く。）」の下に「（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）」を加える。

一の表の第一の1212・20―1―(2)の項中「1212・20号の1―(1)」を「1212・21号の1」に改める。

一の表の第一の関税率表の番号等の欄中「1212・20―1―(1)」を「1212・21―1」に、「1212・20―1―(2)」を「1212・21―2」に、「1212・20―1―(3)」を「1212・21―3」に改める。

二の表の第一の三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項中「0302・70―2」を「0302・90―2」に、「0304・19―1―(2)」を「0304・49―2」に、「0304・59―2」を「0304・99―2」に改め、「0304・99―2」を削る。

二の表の第一の三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項中「0302・70―2」を「0302・90―2」に、「0304・19―1―(2)」を「0304・49―2」に、「0304・19―2―(2)」を「0304・59―2」に改め、「0304・99―2」を削る。

二の表の第一のポリビア及びグルジア（当該国を原産地とする場合に限る。）の項を次のように改める。

ポリビア及びグルジア（当該国を原産地とする場合に限る。）	0301・19	めばちまぐろ及びその調製品
	0301・99―1	
	0301・99―2―(2)	
	0302・34	
	0302・90―2	
	0303・44	
	0303・90―3	
	0304・49―2	
	0304・59―2	
	0304・87	
	0304・99―2	
	0305・10	
	0305・20―4	
	0305・39―2	
	0305・49	
	0305・59―2	
	0305・69―2	
	0305・72―1	
	0305・72―2―(2)	
	0305・72―3―(2)	
	0305・79―1	